

議案第27号

北上市職員の特殊勤務手当条例の一部を改正する条例

北上市職員の特殊勤務手当条例（平成3年北上市条例第37号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則</p> <p>1・2 [略]</p> <p><u>（新型コロナウイルス感染症に対処するための防疫作業手当の特例）</u></p> <p>3 <u>新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）から市民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業に従事した職員に、防疫作業手当を支給する。この場合における手当の額は、第11条の規定にかかわらず、日額3,000円（新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその感染疑いのある者の身体に接触し、又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業その他市長がこれに準ずると認める作業に従事した場合にあっては、4,000円）とする。</u></p>	<p>附 則</p> <p>1・2 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和5年8月31日提出

北上市長 八重樫 浩 文

提案理由

新型コロナウイルス感染症に対処するための防疫作業手当の特例を廃止しようとするものである。